



△道路行政に關係ある法律、命令、訓令、通牒等苟くも道路行政に當る人々の知らざるべからざることは凡て本欄に於て紹介す。

△道路行政に關し生じたる疑問は本欄に於て回答するを以て會員諸氏は隨意なく質問あらん事を望む。

内務省發土第八五號

昭和九年十二月十二日

内務省土木局長

知事殿

農村其他應急土木事業費配付ニ關スル件依命通牒

災害對策トシテ昭和九年度ニ於テ起興ニ係ル府縣町村土木事業ニ對シ補助セラルコトニ決定相成貴 配當額別記ノ通ニ候條左記御了知ノ上執行上遺憾ナキヲ期セラレ度

別記

府縣道路事業費	補助額	補助率
其他府縣土木事業費 (河川及港灣事業)	同	事業費ノ三分ノ一
町村土木事業費	事業費ノ四分ノ三	同
町村事業指導費	同	同
計		

- 一、補助ハ冷害旱害爾價下落風水害其他災害ニ因ル窮乏緩和ノ爲起興ニ係ル土木事業ニ對シ交付セラルモノナルコト
二、補助費ハ地方ノ事情ニ依リ必要アルキハ彼此流用スルヲ得ルコト但シ町村事業指導費ヘノ流用ヲ除ク

三、前項ニ依ル流用ヲ爲シタルトキハ調書ヲ添付シ直ニ報告スルコト

四、町村土木事業費ニ依リ施行スヘキ事業ハ昭和七年八月十八日内務部長土木部課長事務打合會ニ於テ農村振興町村土木事業ニ付指示セラレタル所ニ據ルコト

五、町村事業指導費ニ付テハ俸給給料ヲ除ク外指導監督ノ爲必要ナル經費ニ對シ補助セラルモノナルコト
六、起工地及工種ハ事業起興ノ趣旨ニ最モ適合スル様貴官ニ於テ之ヲ選擇セラルコト尙事業ノ選擇ニ付テハ後年慶ニ引續キ施行ヲ要スル如キモノハ單獨ノ縣費又ハ町村費ヲ以テ施行シ得ル見込確實ナルモノノ外之ヲ避ケルコト

七、工事ノ施行ニ關シ認可若ヘ許可ヲ要スルモノニ在リテハ速ニ其ノ手續ヲ運フト共ニ至急補助ノ申請ヲ爲スコト

八、以上ノ外事業ノ執行ニ關シテハ農村振興土木事業ニ付指示ヲレタル所ニ準スルコト